CHIYODA Yes, We love.
教育と文化のまち千代田区

広報 千代田

3/7 NO.699
昭和61年（毎月5日・20日に発行）
発行：東京都千代田区
〒102千代田区九段南1-6-11 ☎264-0151(代)
編集：千代田区企画部広報課

区の花＝さくら

自然のきびしさ、やさしさをしろう！

こども体験教室 参加者募集

申込みは社会教育課 ☎234-2841へ

夏は、澄みきった空気の中でキャンプ生活。冬には、雪国でクロスカントリーや雪あそび。そして、今年は〝米づくり〟にも挑戦します。とにかく楽しいプランがいっぱいの「こども体験教室」です。楽しく自然を体験しながら、行動力や社会性を身につけていくこどもたち。学校や学年をこえた友情も育っていきます。

そして、カウンセラーの先生たちが、こどもといっしょになって、やさしく、時にはきびしく、ルールの大切さを指導します。

今回から、高学年（小学校6年生から中学校3年生）のために、ジュニアリーダーコースを準備しました。

仲間を誘いあって参加しよう！

▲昨年のサマーチャレンジ（六日町）

低学年コース

対象 小学校3年生～5年生の男女児童で申込先着50名
年間活動回数 12回（内容は別表）
参加費 1万2千円

高学生コース

対象 小学校6年生～中学校3年生の男女児童・生徒で申込先着15名。
年間活動回数 18回（内容は別表）
参加費 1万3千円

㊟低学生コース、高学年コースともサマーチャレンジ、ウインターチャレンジについては、参加費のほかに徴収します。

＊

申込み・問合せ 3月15日(土)から、電話で社会教育課事業係（☎234－2841）へ。

▲ウインターチャレンジ(12月)

▼こども体験教室　日程・内容など

日　程	テーマ・内容	場　所	参加区分
4月6日(日)	リーダー講習会 リーダーとしての心構	九　段	高学年のみ
4月20日(日)	はじめまして 子どもたちの仲間づくり	九　段	全参加者
5月18日(日)	自然を見つけよう 自然観察をする	弘法山	全参加者
6月1日(日)	キャンプトレーニング キャンプ知識を身につける	花小金井	高学年のみ
6月22日(日)	どろんこ 労作体験による物の大切さの確認	秦野市近効	全参加者
7月6日(日)	サマーチャレンジ準備会 飯ごう炊飯の実習	花小金井	全参加者
7月20日(日)～24日(木) （4泊5日）	サマーチャレンジ先発隊 キャンプ活動の事前準備	六日町キャンプ場	高学年のみ
7月21日(月)～24日(木) （3泊4日）	サマーチャレンジ 自然の中でのキャンプ活動	六日町キャンプ場	全参加者
9月21日(日)	千代田区徹底研究 千代田区を知る	九　段	全参加者
10月5日(日)	収穫祭 作物をつくりあげた感動を味わう	秦野市近効	全参加者
10月19日(日)	収穫事後作業 収穫米の脱穀・精米・配布作業	秦野市近効	高学年のみ
11月16日(日)	クラフト 手づくりの創作活動	九　段	全参加者
11月30日(月)	施設訪問準備会 施設訪問の企画立案	九　段	高学年のみ
12月14日(日)	施設訪問 交流会を通して友だちをつくる	未　定	全参加者
62年1月4日(日)～6日(火) （2泊3日）	ウィンターチャレンジ 雪と親しむ	菅平高原	全参加者
2月1日(日)	さよならパーティ準備会 パーティーの企画・立案	九　段	高学年のみ
2月14日(土)・15日(日) （1泊2日）	ダイナミックチャレンジ 自己体力の限界と可能性を知る	花小金井	全参加者
3月15日(日)	さよならパーティー 子どもたちの企画・運営によるパーティー	九　段	全参加者

●日程は一部変更することがあります。

第1回区議会定例会 3月6日から開かれる

昭和61年第1回区議会定例会は、3月6日から開会されました。

この定例会には、新年度予算をはじめ、条例などの議案26件、報告1件が区長から提案されました。

●主な提出予定議案

・昭和61年度東京都千代田区一般会計予算　235億8千411万3千円
・同国民健康保険事業会計予算　24億4千372万4千円
・同老人保健特別会計予算　31億9千954万1千円
・東京都千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
・東京都千代田区四番町歴史民俗資料館条例
・東京都千代田区立図書館設置条例
・東京都千代田区組織条例の一部を改正する条例
など

桜が咲くと思います 千代田に住んでよかったな!! 恒例 さくらまつり 4月5日～14日

4月5日(土)から14日(月)まで、「さくらまつり」が開かれます。

あなたも〝桜の名所マップ〟を参考に「お花見プラン」を立ててみませんか。さくらまつりの植木市や観光名所案内もプランにもりこんで、きっと楽しいお花見になりますヨ！

さくらまつりの催しについては**商工振興課の観光係**へ問合せを。

春の草花にふれてみませんか？ 植木市

つつじや、さつきなど春の盆栽、植木、チューリップやクロッカスなどの草花を展示・即売します。

とき・ところ
▼靖国神社境内＝4月5日(土)～14日(月)
▼神田神社境内＝4月1日(火)～9日(水)

千代田には名所旧跡がいっぱい 観光名所案内

千代田区内の史跡・名所をバスで案内します。桜の名所もいっぱいです。

とき 4月12日(土)と13日(日)の2日間。両日とも午前10時、午後1時、午後3時の3回。乗車整理券を出発1時間前から配布。

出発場所 靖国神社の第二大鳥居前

定員 毎回100名

コース 靖国神社→市ヶ谷→日本テレビ→三番町→半蔵門→四ッ谷→清水谷公園→三宅坂→桜田門→日比谷→大手町→小川町→お茶の水→神田神社→万世橋→岩本町→駿河台下→神保町→九段下→靖国神社（1周約1時間30分）

ボートをこぎながらお花見 千鳥ヶ淵ボート場

皇居のお濠でボートをこいで、満開の桜を見あげる。ほかではできません。

利用できる時間 月曜日を除く毎日、午前9時30分～午後5時（乗艇券の発売は午後4時まで）

利用料金 30分200円、1時間400円

千代田のさくらのきわめつけ！ 千鳥ヶ淵ガーデンロード

約140本のさくらと皇居内濠の緑のコントラストは絶品。

千鳥ヶ淵ガーデンロードを歩かなければ、千代田の春は語れませんヨ！

児童手当制度が変わります

児童手当制度がことしの6月1日から変わります。
これは、昭和63年4月1日からの新しい制度の完全実施まで、経過的な処置がとられ段階的に支給対象が変わるためです。
なお、現在手当を受けている方は昭和62年3月31日までは受給資格に変更はありません。

6月1日から 2人目のこどもさんにも 児童手当が！
—4月1日から申請の受付開始—

新しい制度の完全実施までの2年間は、段階的に支給対象が変わります。（図1参照）
そのため、6月1日から新たに対象が広がり、その申請が4月1日から始まります。

1年目
昭和61年6月1日～同62年3月31日の経過措置

受給資格者は…
昭和59年6月2日以降に生まれた児童を含む18歳未満の児童を2人以上扶養していること。または義務教育終了前の児童を含む18歳未満の児童を3人以上扶養のこと。なお、児童については自分のこどもである必要はありません。そのこどもを育てていれば受給要件を満たすことになります。
㊟前年の所得が一定の額以上の方は手当は受けられません。

手当の支給額は…
2人目の2歳未満（昭和61年6月1日現在）の児童については、月額2千500円、3人目以降の義務教育終了前の児童については、月額5千円が支給されます。
なお、昭和61年6月分から住民税非課税世帯への月額2千円の加算はなくなります。

第2子分の申請受付は…
第2子分についての申請の受付は、4月1日㈫から始めます。すでに第3子分について認定されている方で第2子分についても該当される方は、あらためて申請が必要です。

児童手当についての問合せは、厚生部管理課児童係へ。

※児童育成手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当には変更はありません。

図1 新しい制度実施までの措置 —各年度の対象児童と手当額—

年度	対象児童	手当額
◎昭和60年度〔現行制度〕	▶3人目以降のこどもが中学校卒業前のとき	3人目以降1人につき 5,000円 → 2,000円（住民税非課税世帯に加算）
◎昭和61年度〔61年6月1日～62年3月31日〕	▶3人目以降のこどもが中学校卒業前のとき	3人目以降1人につき 5,000円
	▶2人目のこどもが2歳未満*のとき	2,500円
	*昭和61年6月1日現在	
◎昭和62年度〔62年4月1日～63年3月31日〕	▶3人目以降のこどもが小学校3年生までのとき	3人目以降1人につき 5,000円
	▶2人目のこどもが4歳未満*のとき	2,500円
	*昭和62年4月1日現在	
◎昭和63年度〔63年4月1日から〕	▶2人目以降のこどもが小学校就学前のとき	2,500円
	▶3人目以降1人につき	5,000円

63年4月から実施される 新しい児童手当制度は…

新しい制度は、18歳未満の学前の児童に対して児童手当が支給されます。（所得制限あり）
児童を2人以上扶養している方で、2人目以降の義務教育就

図2 63年4月から実施される児童手当は

	現在の制度	昭和63年4月から
対象	▶18歳未満の児童を3人以上扶養している方で、3人目以降の義務教育終了前の児童に対して支給 ㊟所得制限あり	▶18歳未満の児童を2人以上扶養している方で、2人目以降の義務教育就学前の児童に対して支給 ㊟所得制限あり
手当額（月額）	▶3人目以降1人につき5,000円 ※住民税非課税世帯は2,000円の加算	▶2人目は2,500円 3人目以降は5,000円 ※住民税非課税世帯への加算はなし

4月から 新しく 「特別障害者手当」が生まれます

心身に重度の障害をもつために常に特別な介護を必要とする方に、4月から「特別障害者手当」が新しく支給されます。
この手当は、障害年金を受けている方も合わせて受けとることができます。
すでに新しい手当の受付が始まっています。下表を見て該当すると思う方は福祉課障害者福祉係の窓口へおいでください。なお、その際、①身体障害者手帳（または愛の手帳）②公的年金等の受給者は手帳・証書類③印鑑、をもってきてください。

問合せ 福祉課障害者福祉係

「特別障害者手当」は、ことし4月の年金法の改正にあわせて、従来の福祉手当（在宅重度心身障害者福祉手当）の制度が変わって生まれる新しい手当です。くわしいことは係までお問合せください。

▼特別障害者手当支給の条件など

該当する障害の程度
20歳以上の方で
- 「身体障害者手帳」1・2級、「愛の手帳」1・2度程度の障害を2つ以上有する方
- 常に特別の介護を必要な状態にある心身障害、疾病、精神障害のある方

手当額 月額 20,800円

支給されない場合
- 施設に入所している方
- 病院・診療所に3か月以上入院している方
- 本人及び扶養義務者の所得が一定額以上ある方

シリーズ2

4月から 年金制度がかわります

海外にお住まいの方の年金は？

4月から変わる年金制度。今回はシリーズ2回目、〝海外にお住まいの方の年金は？〟

※

Q 4月から海外に住むひとも国民年金に加入できるということですが？

A そのとおりです。日本国籍をもつひとが、海外に居住するときは、希望すれば（任意）国民年金に加入できるようになりました。

Q これまで海外在住期間が長かったので、これから任意加入しても資格がないのではないかと必配ですが？

A 今回の改正で任意加入できる在外邦人が任意加入しなかった期間（20歳以上60歳未満）・昭和36年4月1日から同60年3月31日までの期間は〝カラ期間〟として、国民年金の資格期間になりますただし、改正法施行日（ことしの4月1日）以前に老齢年金の受給権があるひとは除きます。

Q 夫とともに海外派遣されていますが、夫が厚生年金に加入しているときはどうなりますか？

A 前号でもお答えしましたが、厚生年金や共済年金に扶養されている妻は、海外在住の場合も国民年金は強制加入になりますが、第3号被保険者として届けを出すことにより、保険料の支払いは必要なくなります。

Q 手続きはどうすれば良いのですか？

A 新たに加入する手続きを4月以降にとっていただきますが、手続き方法、届け出先などは決まり次第お知らせします。

問合先 国民年金課

税金 申告はお済みですか？

申告と納税は3月15日㈯まで

所得税、贈与税、個人事業税、特別区民税・都民税の申告は3月15日㈯までです。
提出期限が間近かになると窓口が大変混雑しますので、申告書の提出や相談はお早めに。
申告についての相談や問合せはお気軽に左記までどうぞ

▼所得税・贈与税については
麹町税務署 ☎294—4551
神田税務署 ☎294—4811

▼個人事業税については
千代田都税事務所 ☎252—7141

▼特別区民税・都民税については
区役所税務課課税第1係

軽自動車などをお持ちの方へ

◎廃車や住所変更のときは届出を忘れずに
軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。
したがって、現在軽自動車を持っていなくても、廃車届などの決められた手続きをしていないと、課税の対象となることもありますので、ご注意ください。
また、原動機付自転車（125ccまで）をお持ちの方で、住所を変えたときや車両を買替えたときなども、住所変更届などの決められた手続きを必ず行ってください。

◎保険には必ず入りましょう
原動機付自転車を含む二輪車も、強制保険に加入しなければなりません。まだ保険に加入していないひとやこれから車両の登録をするひとも、必ず「**自動車損害賠償責任保険**」に加入しましょう。

▼問合せは左記へどうぞ
・原動機付自転車・小型特殊自動車…区役所税務課課税第2係
・二輪小型自動車・軽二輪…東京都陸運事務所 ☎471—6311
・軽自動車…軽自動車検査協会 ☎472—1561

3月15日区制記念日に—千代田区39周年記念表彰式
3月15日は千代田区発足39周年にあたります。これを記念して、この日午前11時から千代田区公会堂で区政の功労者の方を表彰します
問合せ 総務課総務係

健康ガイド

▶麹町保健所
〒100 丸の内3-5-1 ☎212-7814
▶神田保健所
〒101 神田錦町3-10 ☎291-3641

■乳がん検診（予約制）
とき 4月7日(月)午後1時30分～3時
会場 麹町保健所
対象 区内に住む30歳以上の女性で25名
申込み 麹町保健所予防課

■精神衛生相談（予約制）
とき 4月11日(金)午後1時30分～3時
会場 麹町保健所
対象 希望者で2名
申込み 麹町保健所予防課

■子宮がん検診（予約制）
とき 4月15日(火)午後1時から
会場 東京都がん検診センター
対象 区内に住む30歳以上の女性で30名
申込み 麹町保健所予防課

■療育相談（予約制）
とき 4月17日(木)午後2時～3時
会場 麹町保健所
対象 先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害があるかまたはそのおそれのある乳幼児
内容 専門医による診察など
申込み 麹町保健所予防課

■肺がん検診（予約制）
とき 4月7日(月)午後1時30分～2時30分
会場 神田保健所
対象 35歳以上の区民で20名
申込み 神田保健所予防課

健康メモ

シリーズ〝成人病を考える〟最終回

その4 **心臓病＝その実態と予防**

心臓病は、現在日本人の死因の第3位を占めています。そして、食生活の欧米化に伴い増加傾向にあります。成人病としての心臓病は、主に心筋こうそくと狭心症をさしています。

心筋こうそくの症状は極めて激しい胸部の痛みです。一方狭心症も同様なのですが、心筋こうそく程の激痛ではなく、持続時間も短いようです。また、狭心症はニトログリセリン舌下錠という薬がよく効きますが、心筋こうそくはそれでは効かないほどの強い痛みです。

これらの心臓病の原因は動脈硬化が基盤になっていることが多いのです。全身に動脈硬化がおこると、当然、心臓をとりまいている血管にも動脈硬化がおこってきます。その血管が血栓（血の塊）で閉塞されれば、激痛をともないます。これが心筋こうそくです。

一方、狭心症も動脈硬化が基盤になっていますが、これは、何らかの原因で、例えば血管がけいれんを起こしたりして、そこが、酸素不足になった時などに症状がでます。

これらの心臓病の予防としては、血中の脂肪の増加を防ぐことです。それには、肥満にならないように注意すること、バランスのとれた食事をし、肉の脂身、卵の黄身などもとりすぎないようにし、適度な運動を行い、タバコを控えることなどがあげられます。アルコールは適度な量であればかまいません。

＊

今回をもってシリーズ〝成人病を考える〟は終ります。成人病予防には早期発見が第一ですが、現在成人病に不安を持っている方や各種検診などの問合せは、お気軽に各保健所の予防課へどうぞ。

鎌倉臨海学園で、体力・気力の増進を

▲入園児童募集中▼

いま、こどもたちにとって一番たいせつなものは健康です。

あなたのお子さんはどうですか。ぜんそく、肥満、偏食、病虚弱や気力が足りない、友だちができないなど、心やからだの弱さが心配のようでしたら、一度入園を考えてはいかがでしょうか。

鎌倉臨海学園では、全寮制でつぎのような指導を行っています。

健康管理 保健管理の先生方の連絡のもとに、園医や嘱託医の定期検診をうけるなど健康には十分な配慮をしています。また、乾布まさつ、海岸マラソンなどの運動を適切に指導しています。

学習 少人数の学級で、ゆきとどいた指導ができます。児童ひとり一人が、役割を期待されるので、学習活動が意欲的になります。学習内容、授業の時間数などは、区内の小学校と全く同じです。

入園できる児童 区立小学校の3年生から6年生までで、ぜんそく、肥満、偏食、病虚弱などの児童。

問合せ 学務課学事係

心身障害者のための 日曜青年教室

楽しさ、チャレンジいっぱい

「心身障害者のみなさんに生きがいを」と区では、日曜青年教室を開設しています。より充実した楽しい社会生活を送れるように、読み書き、計算など基礎的な勉強や実習を通していろいろなことを身につけていきます。

勉強のほか、料理、野菜の植えつけ・収穫、バスハイク、パーティー、宿泊学習など楽しい催しがたくさんあります。

参加できるひと 身のまわりのことが自分でできる、団体行動がとれる心身障害者の方

期間 4月から来年3月までの原則として、第2・第4日曜日。

時間 午前9時30分～午後3時10分

会場 内神田社会教育会館（内神田2－1－8 ☎256－8447）

受講料 無料（料理学習の材料費、見学の入園料など一部自己負担）

申込み・問合せ 受付は随時行っていますので、千代田区教育委員会社会教育課（☎234－2841）へ。

スポーツ特集

春だ！ からだを動かそう

みんな元気で歩こう会

家族そろって、皇居内濠の桜の名所めぐりはいかがですか。さあ元気に歩きましょう。

とき 4月6日(日)、午前9時30分区役所前出発。

コース 皇居内濠1周約6キロ（区役所前－千鳥ヶ淵－半蔵門－桜田門－大手門－竹橋－千鳥ヶ淵）

参加資格 区内在住、在勤者。

申込み 参加希望者は、当日午前9時から区役所玄関前で受付ます。

問合せ 社会体育課体育係

スポーツ教室 硬式テニス講習会

4月から「スポーツ教室」として、テニスの講習会が始まります。初心者向けと、経験者向けがあり、申込方法等が異なりますのでご注意を。

開催日時 4月8日～6月3日までの毎週火曜日（4月29日を除く）のべ8日間、午前10時～正午

会場 東京スカイプラザテニスクラブ（飯田橋2－18－2）

初心者講習会

参加資格 区内在住の初心者で毎回参加できるひとで50名（申込多数のときは抽選）

参加料 無料（ただし、傷害保険料として240円負担）

服装・持ち物 ラケット、テニスシューズ、上下白のテニスウェアー、タオル

申込み 往復ハガキに「硬式テニス初心者講習会」と記入のうえ・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を書いて、3月15日(土)までに着くよう、千代田区教育委員会社会体育課体育係（〒102 千代田区九段南1－6－11）へ。

経験者の講習会

参加資格 区内在住のテニス経験者でラリーができるひと10名（先着順）

服装・持ち物 初心者の講習会と同じ。

申込方法 各受講日の5日前（木曜日）に午前10時から電話で社会体育課体育係へ。なお申込みは本人のみ。

(注)経験者の講習会は、コートの都合等で中止になることがあります。

親と子のリズムシェイプアップ

3歳以上のまだ小学校にかよっていない児童と、そのお母さんを対象に、「リズムシェイプアップ」を開催します。

おかあさんは、リズムエクササイズ、お子さんはチビッコ体操でさわやかに汗をかきましょう。なお、リズムエクササイズだけの参加もできます。

●リズムエクササイズ＝リズムにのって体操を行います。

定員30名

●チビッコ体操＝マット、とび箱、トランポリンを使用した運動。

定員40名

とき 4月9日(水)～5月14日(水)までの毎週水曜日、午後2時～3時30分、全6回。

会場 総合体育館主競技場

服装 運動のできる服装と上ばき用の運動靴

申込み・問合せ 電話か直接、総合体育館へ。（☎256－8444～5）

各種スポーツ大会

■春季バドミントン大会（千代田区バドミントン協会主催）
とき 4月6日(日)、午前9時
会場 総合体育館主競技場
参加資格 区内在住・在勤者
種目 男子ダブルス、女子ダブルス
申込み・問合せ 3月15日(土)までに社会体育課体育係へ

■第35回千代田区陸上競技選手権大会
とき 4月13日(日)、午前9時30分集合、10時競技開始。
会場 江戸川区陸上競技場
参加資格 区内在住、在勤者
種目 ▼在住男子の部＝100m、400m、千500m、5千m、800mリレー、走り幅跳び、砲丸投▼在勤男子の部＝100m、400m、千500m、5千m、千600mリレー、走り幅跳び、砲丸投、▼女子の部＝100m、400m、千500m、800mリレー、走り幅跳び、砲丸投。
出場制限 1人2種目まで（リレーは除く）
申込み・問合せ 4月2日(水)までに社会体育課体育係へ

■第17回千代田区空手道選手権大会
とき 4月13日(日)、午前9時
会場 総合体育館主競技場
参加資格 区内在住、在勤者
種目 ▼組手＝有段、段外の部▼形(型)＝小学生、中学生の部
競技方法 全日本空手道連盟競技規定による
申込み・問合せ 3月28日(金)までに社会体育課体育係へ。

■弓道大会（個人戦）
とき 4月13日(日)午前9時30分
会場 総合体育館弓道場
参加資格 区内在住、在勤者
申込み・問合せ 4月4日(金)までに社会体育課体育係へ電話で申込みを、当日参加もできます。

施設だより

児童館

■児童館学童クラブ募集中！
学童クラブでは、両親が働いていたり、どちらかが病気などの事情で、学校から帰っても世話をしてもらえないお子さんを預っています。
申込みができるひと　区内の小学校1～3年生の児童。
学童クラブの日と時間　月曜日から土曜日までの下校時から午後5時まで。ただし、「こどもの日」を除く祝日と年末年始はお休み。また、春・夏・冬休み中は、午前9時からです。
申込期間　3月15日(土)まで
申込み・問合せ　各児童館へ。
・一番町児童館☎230—0866
・四番町児童館☎234—3084
・富士見児童館☎262—1040
・西神田児童館☎294—0631
・神田児童館　☎253—6021

児童館こどもげきじょう
人形劇「エルマーのぼうけん」
とき　3月22日(土)、午後1時30分開場、午後2時開演
ところ　千代田区公会堂
入場整理券は各児童館で。くわしくは児童館へ。

老人福祉センター
☎265—3981

老人福祉センターでは、4月から始まる講習会と、老人大学の受講生を募集します。

■講習会
科目・日程など　下表
会場　民謡は番町区民会館。端唱は和泉橋区民会館で。そのほかは老人福祉センターで行います。
受講料　無料（教材費負担）
対象　60歳以上の区民で初心者の方（定員に満たない場合は60歳未満も参加可）

■老人大学—千代田ゼミナール
講義と話し合いによって学習をすすめます。
とき　第1・2・3金曜日、午後1時30分～3時30分。年間30回（夏、冬休みあり）
対象　60歳以上の区民で年間を通じて参加できるひとで20名。
受講料　無料。
説明会　4月4日(金)午後1時30分から説明会を行います。受講を希望するひとは、必ず出席してください。

▼講習会・老人大学の申込み・問合せ
3月24日(月)から29日(土)までに、老人福祉センターの窓口へ。センターを初めて利用される方及び民謡・端唱講習会のみ電話でも受付ます。
申込み期間内に定員を越えた場合は抽選。くわしくは、センター発行のパンフレットをご覧ください。

▼科目・日程など（＊茶道は午後1時30分～4時）

	科目	定員	受講日	期間	開始日
午前の部（10時～正午）	謡曲(宝生流)	10	第1・2・3水曜日	8か月	4/2
	籐工芸	20	第1・2・3水曜日	半年	4/9
	端唄(根岸流)	20	第1・2・3木曜日	8か月	4/10
	日本史	30	第2・4木曜日	1年	4/10
	将棋	20	毎金曜日	10か月	4/11
	自律訓練法	20	毎土曜日	4か月	4/12
	朗読	20	毎土曜日	4か月	4/5
	ハーモニカ	15	第1・2・3土曜日	8か月	4/5
午後の部（2時～4時）	茶道(表千家)*	10	第2・4月曜日	1年	4/14
	民謡	30	第2月・第3日曜日	1年	4/14

富士見福祉会館
☎262—1045

■福祉講座（無料）
とき　3月16日(日)、午後1時
テーマ　踊りでリハビリ
講師　日本舞踊高沢流家元　高沢　淑氏
対象　心身障害者と家族

■演芸会（無料）
とき　3月16日(日)、午後2時
演目　漫才　牧野洋一・初江
対象　心身障害者と家族

千代田図書館
☎264—0151

■図書館貸出券の登録がえ
4月1日(火)から、図書館の貸出券の登録がえを受付ます。
現在お持ちの貸出券は4月1日以降使えませんので、忘れずに登録がえを。
登録には、千代田区内に在住、在勤、在学を証明する身分証明書、健康保険証、学生証などを持参してください。
レコード貸出券、16ミリフイルムおよび映写機関係も登録かえとなります。

■16ミリ映写機の一斉登録（検定）
16ミリ映写機を所有する企業や団体などで、公共ライブラリーのフイルムを使用する場合には、年1回、映写機の検査を受けなければなりません。
簡単な修理、調整も行います。ぜひ検査を受けてください。
とき　3月18日(火)～20日(木)の3日間。午前9時～午後3時。
千代田図書館4階視聴覚室。
問合せ　視聴覚係

ごあんない

千代田荘

■千代田荘の利用申込受付期間がかわりました。
千代田荘は、今年4月分から、2か月前の受付となりました。このため、5月分の空室は、3月22日(土)午前9時から電話で受付ます。
現在、3月分、4月分の空室を電話で受付中です。

■外濠公園総合グラウンドの貸出しを再開します
グラウンド（軟式野球場として使用するとき）とテニスコート（軟式・硬式）の申込み抽選日はつぎのとおりです。
なお、本年よりテニスコートはハードコートに改修され、硬式も使用できるようになります。さらに1月～3月の3か月も貸出しをします。（　）内はグラウンドを運動会として使用する場合の申込み日です。
使用月……申込み抽選日
4月分…3月26日(水)(20日(木))
5月分…4月25日(金)(21日(月))
6月分…5月28日(水)(20日(火))
7月分…6月25日(水)(20日(金))
8月分…7月25日(金)(21日(月))
9月分…8月25日(月)(20日水)
10月分…9月26日(金)(22日(月))
11月分…10月27日(月)(20日(月))
12月分…11月25日(火)(20日(木))
※62年1月分…12月25日(木)
※62年2月分…1月26日(月)
※62年3月分…2月25日(水)
(注)※印はテニスコートのみ抽選

抽選券の配布時間　野球場使用分は午前9時15分～10時、テニスコート使用分は午後1時10分～30分
抽選時間　野球場・運動場使用分は午前10時から、テニスコート使用分は午後1時30分から。
抽選会場　千代田区公会堂（運動場使用分は区役所4階土木部公園河川課窓口で）
問合せ　土木部公園河川課

国民健康保険

■保険料の納め忘れはありませんか？
昭和60年度の国民健康保険料を、まだ納めていないひとは、3月31日(月)までに納めてください。納付書のないひとは、国民健康保険課か出張所の窓口に申出を。
なお、会社の健康保険などに加入されたひとは必ず届出をしてください。
問合せ　国民健康保険課収納係

いんふぉめーしょん

■警視庁少年相談所を出張開設します
とき　3月28日(金)～30日(日)、午前10時～午後5時
ところ　大丸東京店9階
内容　お子さんに関する相談ごと全般。秘密は固く守ります。費用無料
問合せ　警視庁少年第1課（少年相談室）☎581—4321内線5732～4

道路はみんなのもの

道路占用には申請が必要です
★3月は申請の更新時期です
道路を商品置場として使ったり、看板などを突出して取付けるときは、道路法と道路交通法により事前に道路管理者と所轄の警察署長の許可を受けることになっています。
まだ、道路使用の許可を受けていない方や許可更新をしていない方は、忘れずに新規の許可申請または更新の許可申請の手続きをしてください。
★道路占用料などが変わります
来る4月1日から、道路占用料などが値上げされる予定です。
すでに届出のある物件については、切替えの手続き用紙と納付書を3月下旬に送付しますので、よろしくお願いします。

道路占用についての問合せは土木部管理課占用係へ。

受賞おめでとう

「明るい選挙啓発ポスター」入選
—展示会が開催されます—

明るい選挙啓発ポスターコンクールの全国審査優秀（小学校の部6点）に淡路小学校の吉居健君が選ばれました。
そして、吉居君の作品も含めて昭和60年度明るい選挙啓発ポスター展が左記の日程で開催されますので、ぜひ、ご覧ください。
展示期間　3月20日(木)～25日(火)
展示会場　大丸東京店（東京駅八重洲口）5階
展示作品　昭和60年度明るい選挙啓発ポスターコンクール東京都入賞作品121点
主催　東京都選挙管理委員会
問合せ　千代田区選挙管理委員会☎264—0151内線441

全国審査優秀賞　吉居健君

●参議院議員選挙の統一標語を募集します
ことし任期満了（任期は7月7日）によって執行される参議院議員選挙の有権者の投票参加と明るい選挙の実現をめざした「標語」を募集します。
応募方法
①標語は自作・未発表のもの
②ハガキ1枚に1点を記入し、住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号を記入。
応募先　〒100東京都千代田区有楽町2—10—1東京交通会館10階、東京都選挙管理委員会事務局選挙課☎212—5111内線45—121・122
締切　3月31日(月)（必着）
問合せ　千代田区選挙管理委員会☎264—0151内線441

くらしの豆知識

「暖房機具」
—換気と手入れにご注意を—

ことしは寒い日が続きました。3月とはいえ、まだまだ暖房機具にはお世話になります。閉めきった部屋で、暖房機具を付けっぱなしということはありませんか？
たとえ安全装置が付いていても、過信は禁物です。
換気と手入れはこまめに、十分に行いましょう。

あなたの家庭の石油ファンヒーターをお調べください！
下記のファンヒーターをメーカーで交換しています。該当すると思われる機種をおもちの方は至急、左記の会社へ連絡を。

★メーカーで交換している機種
①三洋電機株式会社製
・サンヨー石油ファンヒーター CFH-S221F型
②トヨストーブ販売株式会社
・トヨ石油ファンヒーター LCR-3型/LCR-3-I型 LS-3型/LS-3-I型/LS-6型

連絡先・問合先
①三洋電機株式会社東京支社☎835—1111
②トヨストーブ販売株式会社東京支店☎861—0951

お子さんについての心配ごとは
教育相談　☎256—8140
千代田区立教育研究所教育相談室（内神田2—1—8）
※事前に電話で申込みを。

震度6を体験してみませんか？
起震車（しんぼくシンマーじしん号）
申込みは防災課まで

東京都千代田区 発行

23 TOKYO

自立して明日をきずく 東京23区

特別区制度の改革

東京23区の自治権拡大をめざして

わたくしたちのまち千代田区を含めて、東京23区をもっと住みやすく働きやすくするために、さらに自治権の拡大が必要です。大都市東京の機能を十分に活かし、なおかつ日々の身近な問題を自主的に解決していくため、いまこそ東京23区に名実ともに自治権を確立することが必要です。

東京23区の自主・自立をめざした特別区制度の改革については、これまで東京都と23区の間で話し合いが進められてきましたが二月十九日、両者の間で「都区制度改革の基本的方向」が合意されました。

特別区制度改革の3本はしら

① 基本的な性格を改革します

都の内部団体的存在である東京23区の性格を、**一般の市と同様に自立した基礎的自治体**とし、普通地方公共団体に改めます。

② 事務権能を拡充します

地域の特性に即したきめ細かな行政を行うため、ゴミの収集・運搬、まちづくりに必要な都市計画の権限など、住民に身近な事務はできるだけ区に移します。

③ 財政の自主権を拡充します

行政サービスの一層の向上を図るため、都区間の財政関係を改め、特別区の財源を明確化し、財政の自主性を強化します。

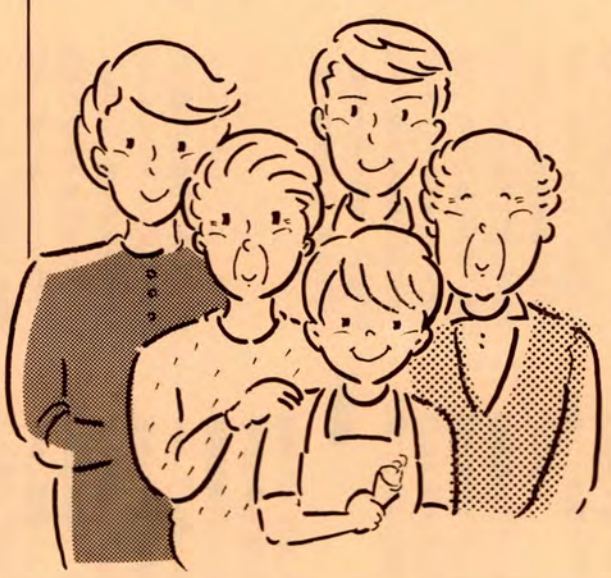

法令改正に向けて

これらの改革により、東京23区は名実ともに住民の皆様に最も身近な自治体となります。新しい制度のもとで、さらに一層住民福祉の充実と行政サービスの向上に努力してまいります。

23区は、この改革の基本的方向に沿って、今後とも住民の皆様方のご理解とご支援のもとに、国等関係方面にその実現を積極的に働きかけてまいります。

千代田区

制度改革へ向けてこれからの予定

都区制度検討委員会における検討
→ 「都区制度改革の基本的方向」の了承（都区協議会）
→ 国等への要望
→ 自治省事務的検討
→ 地方制度調査会への諮問、答申
→ 自治省法案づくり（関係省庁との調整）
→ 閣議決定
→ 国会審議
→ 法案成立
→ 都区間の事務的最終調整
→ 条例等の審議・制定
→ 制度改革の実現

都区間における具体的協議・調整

61年2月19日現在

欲しかった「自治」が、手にはいります。

都区制度改革の基本的方向

本文は、昭和61年2月19日、都区制度検討委員会において決定され、都区協議会に報告、そこで了承されたものです。

① 改革の意義

〔大都市東京の現状〕

大都市東京は、膨大な人口、昼夜間人口の激しい流動性、中枢管理機能の集中、税源の地域的偏在など、いずれをとっても他都市に類を見ない社会経済的実態を有している。また、それぞれの地域が相互補完的な役割を果たしながら、全体として大都市を形成している特別な地域構造となっている。

このことから、特別区の存する区域においては、役割分担、税財政制度などに関し、府県・市町村制とは異なる自治制度をとることによって、都と特別区が一体となって大都市東京の均衡ある行政を展開し、時代のニーズに応えてきた。

こうした中で、大都市行政の効果的運営のためには、大都市の一体性を確保しつつ、特別区の権限と責任を強化することが必要であるとの基本的考え方に立って、数次にわたる都区制度改革が行われてきた。この結果、特別区は市に準ずる地位と機能を有することとなった。

〔現行都区制度の問題点〕

しかしながら、地方自治制度上、今日なお、特別区は一般の市町村とは異なり、財産区や一部事務組合などと同様に特別地方公共団体のままとされ、都区財政調整制度や事務調整条例の規定にも見られるように都の内部団体的性格が残されており、基礎的自治体としての性格が不明確となっている。一方、都は、特別区の存する区域では市の事務の一部を処理していることもあり、特別区との関係において広域自治体としての性格があいまいなものとなっている。

このようなことから、

第一に、都と特別区の役割分担や住民に対する行政責任が不明確となっていること、

第二に、特別区の自主性が阻害され、都に対する依存性が助長されるしくみが残されており、特別区がそれぞれの地域特性に応じたきめ細かな行政を積極的に展開できないこと、

第三に、住民に身近な自治体が、第一次的に対応すべき行政課題についてまで、都が、直接住民に対して責任を負うという面が残されており、多摩島しょ地域を含む府県行政あるいは広域的立場からの大都市行政に徹しきれないこと、などの問題が生じている。

〔改革の基本的方向〕

これからの大都市東京の行政に求められているものは、以上のような問題点を克服し、広域自治体と基礎的自治体との連携のもとに、それぞれが創造性と主体性を十分発揮して、高齢化社会の進展、住民の価値観・生活様式の多様化など社会経済の変化に的確に対応して行くことである。

従って、東京の自治制度の改革に当たっては、現行制度の枠組みの中での改善では足りず、大都市東京の特性に相応した二層による新しい自治制度とする必要がある。

すなわち、都区制度の改革の基本的方向としては、

第一に、特別区の内部団体的性格を改め、特別区を大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づけること、

第二に、特別区が地域の特性に適合した施策を積極的に進めることができるように、都と特別区の役割分担を明確にし、特に住民に身近な事務については、特別区の事務権能を一層拡充するとともに、財政自主権を強化すること、

第三に、都が府県機能を充実するとともに広域的な大都市行政を積極的に推進できるようにすること、

である。

都と特別区は、地方自治の一層の充実を図り、大都市東京の均衡ある発展と住民サービスの向上をめざし、大都市東京の社会経済的実態に適合した府県・市町村制とは異なる新たな大都市制度の確立が必要であることを、共通の認識とするものである。

その具体的内容は、以下に示すとおりである。

② 基本的構造・性格等

新たな制度の基本的構造及び自治体の性格等はつぎのようなものとする。

(1)基本的構造

①大都市東京の社会経済的な実態に適合した二層による新しい大都市制度を軸とする新しい都制度を確立する。

②当面、現行の特別区の区域を「大都市区域」とし、この「大都市区域」においては、広域自治体（新しい都）と複数の基礎的自治体（新しい基礎的自治体）による二層制とする。

③「大都市区域」以外の地域においては、現行どおり、府県・市町村制としての新しい都と市町村による二層制とする。

④多摩都市部の一部に「大都市区域」の適用を将来図ることが可能な制度とする。「大都市区域」の適用範囲等については、関係自治体や住民の意向を尊重して、別途、検討する。

(2)性格

①新しい都は、新しい基礎的自治体及び市町村を包括する広域自治体とし、普通地方公共団体に位置づける。

②新しい基礎的自治体は、大都市区域における基礎的自治体とし、普通地方公共団体に位置づける。

③新しい基礎的自治体は、事務権能、税財政制度において、一般の市とは異なる地方公共団体とし、その呼称は住民の意向等を踏まえ、その性格にふさわしいものとする。

(3)その他

①新しい都と新しい基礎的自治体は、それぞれの間で調整を要する事務及び新しい基礎的自治体間の財政調整の協議などを行うため、新しい協議会を設置する。新しい協議会は、新しい都と新しい基礎的自治体の共同の協議機関とし、その設置等は法令で定める。

②廃置分合、境界変更についての特例規定等、現行特別区に関する特例は可能な限り廃止し、原則として市と同様の取扱いとする。

③今回の制度改革を進めるに当たって、新しい基礎的自治体の規模は、当面、現行のままとし、将来的には、規模の適正化について別途、検討する。

③ 新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担・事務配分

新しい都と新しい基礎的自治体との役割分担・事務配分は、事務の広域性、統一性、地域性、規模の大小等を総合的に勘案して行う。

(1)新しい都は、基本的に、府県事務及び大都市区域における広域自治体にふさわしい大都市事務を処理する権能を有するものとし、都市交通、港湾、上・下水道、消防などの事務を処理する。

(2)新しい基礎的自治体の事務権能は、現行の特別区が有する事務権能を含め一層拡充することとし、現行都の事務のうち、住民に身近な事務を新たに処理することとするが、今後、国等関係方面の意向も踏まえ、引き続き都区間で協議する。

④ 新しい都と新しい基礎的自治体の税財政制度

新しい都制度においては、新しい都と新しい基礎的自治体の安定的な税財政関係を確立し、それぞれの財政責任を明確化するとともに、新しい基礎的自治体の財政自主権を強化する。

(1)新しい都と新しい基礎的自治体の財源配分

①新しい都と新しい基礎的自治体の財源配分は明確かつ安定的なものとする。現行の都区財政調整制度の垂直調整は廃止する。

②財源の配分に当たっては、大都市区域における市町村税等の税源を、新しい都と新しい基礎的自治体の役割分担・事務配分に対応してそれぞれに配分する。

④新しい基礎的自治体の税源の基本は、それぞれの新しい基礎的自治体が賦課徴収する固有税と、新しい都が賦課徴収する市町村税の一部である調整税とする。

④新しい基礎的自治体の固有税は、現行特別区税を基本とする。

⑤調整税は、新しい都が賦課徴収する固定資産税、市町村民税法人分それぞれの一定部分を基本とする。調整税の設定は、国の法令で規定する。

⑥都市計画税については、新しい都及び新しい基礎的自治体の都市計画事業の進捗状況に即して、配分がなされるようなしくみとする。

(2)新しい基礎的自治体間の財政調整

①新しい基礎的自治体の均衡ある行政水準を維持するため、新しい基礎的自治体間の新しい財政調整を行う。

②均等な調整を担保するためには、納付金制度は存置することが必要である。但し、極力、納付金が生じないようにする。

③新しい財政調整は、新しい都が新しい基礎的自治体との協議を経て行う。

④協議方法、調整方式は、新しい基礎的自治体の自主性が確保されるようなしくみとする。

(3)地方交付税制度の適用等

①地方交付税制度は、新しい都と新しい基礎的自治体に対し分離して適用する。新しい基礎的自治体に対しては、一括して適用する。

②新しい基礎的自治体に対する地方交付税は、新しい財政調整の財源とする。

③新しい基礎的自治体の起債の許可権者は、市町村と同様に都知事とする。

⑤ 今後の対応

都と特別区は、この基本的方向に沿って、住民や議会等関係者の理解と協力を求めるとともに、国等に対し、その実現を積極的に働きかけていくものとする。

なお、個別的・具体的事項については、必要に応じ、引き続き検討を重ねていくこととする。

「都区制度改革」都区合意にあたって

千代田区長　加藤清政

今回合意された都区制度改革の基本的方向は、特別区を普通地方公共団体に改め、住民に身近な多くの事務が区に移管されることや、都区間の財政制度の垂直調整が廃止され、自主財政権の拡充がなされるなど、〝区政は区民のもの〟という私の政治信条に添うべき内容となっています。さらに区民の皆様にとっても、区政がより身近なものになるものとして歓迎されるべき内容ではないかと思っております。

申すまでもなく、今回の合意は〝基本的方向〟であり、清掃事業など地域ごとの実状を踏まえて、なお細部にわたって検討を進めなければならないものや、区民の皆様や区議会の十分な理解と協力をいただき、その意思に従っていくべきものなど、まだまだ具体化の詰めを行っていくべきものが残されています。しかし、都の内部的団体から自立する基礎的自治体へ大きく前進することが確認され、評価すべきものであります。

私は、この〝基本合意〟に添って所定の手続きを進め、一日も早く制度改革が実現されるよう願っております。

問合せ
東京都千代田区企画部企画課
〒102 千代田区九段南1-6-11
☎264-0151（代表）